

幕府鷹場と江戸の町

NESAKI, Mitsuo / 根崎, 光男

(出版者 / Publisher)

法政大学人間環境学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

人間環境論集 / 人間環境論集

(巻 / Volume)

15

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

208(19)

(終了ページ / End Page)

173(54)

(発行年 / Year)

2014-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010421>

幕府鷹場と江戸の町

根崎 光男

はじめに

江戸周辺に設定された幕府鷹場の研究は、これまで制度論、広域支配論、地域編成論、権力編成論、儀礼論、地域社会論など、個別の問題関心に沿って多様な視点から進められ、多くの成果を上げてきた。^①しかし、幕府鷹場の範囲の歴史的变化や化政期から幕末期までの放鷹制度の推移についてはあまり研究が進んでおらず、また鷹狩りの意義、鷹場の定義といった鷹狩り・鷹場の基本的な理解をめぐっても研究者間で見解の一致が見られていないなど課題も少なくない。従来、幕府鷹場の研究では、江戸周辺の御拳場に偏重した鷹場論が展開し、御捉飼場を含めたトータルな鷹場研究はきわめて少ない。^②鷹場は本質的に「鷹狩りの場」であり、その前提のうえに政治的・社会的特質を究明していく必要がある。

そこで本稿では、幕府鷹場、とりわけ御拳場と江戸の町との関係性を明らかにすることを目的とする。御拳場とは享保期の幕府放鷹制度の復活のなかで編成された鷹場の一種であ

り、将軍が鷹狩りに出かける「江戸五里四方」の鷹場であり、鳥見と呼ばれる幕府役人によって管轄される特徴をもっている。従来、鷹場研究では、御拳場の範囲は堀江家文書の「御城より五里四方鷹場惣小絵図」^③に示された御府内を除く江戸廻り六筋の範囲とされ、御府内の外側の一帯であり、都市化した江戸の町が鷹場に設定されていることなど想定されていなかった。

しかし、筆者が御拳場は江戸城の外濠まで及んでいたことを指摘すると、山崎久登氏によって都市・江戸と鷹場（御拳場）との関係が究明されつつある。^④それによれば、①江戸の町の鷹場（御拳場）の範囲は筆者が指摘した江戸城外濠より外側に位置する町々であったとしながら、そのなかには御拳場ではないが「御拳場近辺町」と呼ばれる町方が存在し、鷹場にかかわる負担や規制の下にあり、そのほか郭内（市中）であっても鷹場の規制を受け、古町のなかには「御鷹御用宿」を担っていた町方もあったという。また、②享保期以降、御

拳場で行われていた浪人統制は当初から在方よりも町方で強固に実施され、規制の基準も段階的に強化されていったという。さらに、③享保期以降、御拳場で行われていた犬取扱いの規制も江戸の町方では御拳場のみならず「御拳場近辺町」や江戸城門外明地でも実施され、宝暦期には犬の取り捨てが鳥見によって一元管理されていたという。これらのことから「都市の問題に対応するための鷹場制度という、新たな像が見えてくる」とともに、「鷹場は、江戸を中心とした地域編成のための制度として機能する一方、江戸という都市そのものを維持するための装置としても機能していた」とされる。

このように、山崎氏は江戸の町と幕府鷹場（御拳場）との関係について新しい事実と知見を示したが、鷹場や都市の鷹場機能の捉え方には疑問点が少なくない。言うまでもなく、幕府鷹場は江戸の都市問題を解決するためのものではなく、將軍の鷹狩りを遂行するために江戸の町方やその周辺を含めた地域に設定されたものである。このため、享保期以降、鷹場の維持管理上支障をきたしていた浪人・犬の問題はこれを解決するために、鷹場であるか否かを問わず江戸町方やその周辺で広く統制されるようになった。たとえば、山崎氏が指摘した江戸町方における犬繫ぎ義務、犬の取り捨て命令、犬飼育禁止などは御拳場である江戸周辺農村でも行われてい

た。⁶犬取扱いの規制は御拳場という地域的枠組みだけでは貫徹しえず、御拳場ではない江戸の町方を含めて一体的に実施して効果を生むものであり、江戸の町方だけが特別に強化されていたわけではない。実際に、江戸の武家支配にかかわった目付や町方支配を担当した町奉行所が、鳥見の要請に応じて鷹場維持管理上の諸課題の解決に協力することはありえたのである。

ところで、かつて伊藤好一氏は、従来の研究で提起された鷹場の定義が鷹狩りの場という本質から離れて、その属性によって規定されていることや、江戸周辺地域の支配や負担が鷹場によって一元化されていたとする見解に対して疑問を提示し、再検討の必要性を説いた。⁷この伊藤氏の指摘を受けて、その後の放鷹制度研究は大別すると、鷹狩り・鷹場の本質解明をめざす方向性⁸と、鷹狩り・鷹場とかわる周縁課題の究明をめざす方向性⁹を持つようになったといつてよい。

筆者は、主として前者の立場で研究を進めているが、そうした方向から江戸の町と幕府鷹場（御拳場）との関係を考えてきたとき、江戸の町の鷹場（御拳場）の範囲とその機能、そして江戸町方での鷹場規制と鷹場負担の特質解明といった課題が残されており、本稿ではそれらの課題を究明していきたい。

一 江戸の中の幕府鷹場

享保期以降、関東の幕府鷹場は御拳場・御鷹捉飼場のほか、その間に幕府が御三家に貸与した恩賜鷹場、また幕府が御拳場内の一部を御三卿に与えた御借場が設定された。このうち、江戸城にもっとも近い鷹場が御拳場であり、將軍のここでの鷹狩りで捕獲された諸鳥が天皇・大名などとの贈答や振舞いにかかわる儀礼の対象となった。

山崎久登氏は、江戸の町の幕府鷹場について「根崎氏の説を裏付けるように、江戸城外濠より外に位置する町々が鷹場に含まれていたことを確認した。その上で御拳場近辺町とされる町の存在を明らかにし、このような御拳場に含まれない町方であっても、鷹場に関わる負担や規制を受けていることを指摘した。さらに、郭内（市中）の場所であっても、江戸城門外明地と周辺町々のように鷹場の規制を受ける地域があること、また御鷹御用宿を担う古町の存在を示した⁽¹⁾」と総括している。ここには、江戸城外濠より外側の地域が幕府鷹場（御拳場）であったこと、また江戸城外濠より外側の地域や郭内の地域のなかにも御拳場ではないが「御拳場近辺町」と呼ばれる町があつて鷹場負担やその規制を受け、さらに御拳場ではない郭内の江戸城門外明地およびその周辺町々のなかにも鷹場規制を受け、また御鷹御用宿を担う古町があつた

とされる。つまり、江戸城外濠の外側の地域のなかには御拳場の町と御拳場近辺町とがあつて鷹場の規制と負担の下にあり、郭内にも御拳場近辺町・御鷹御用宿請負町・門外明地およびその周辺では鷹場の規制を受けることがみられたという。

このように、江戸の町と鷹場との関係が究明されつつあるが、江戸のなかの鷹場（御拳場）の範囲、そして鷹場支配と武家地・町人地・寺社地などの支配とのかかわりについてはなお不明である。江戸の町の御拳場と御拳場近辺町の全体像も依然として明らかになつておらず、その説明が俟たれる。

江戸およびその周辺の御拳場町村については、「江戸御場絵図⁽²⁾」に図示されており、これをもとに文政元年の「御府内朱引黒引図⁽³⁾」に示された御府内に位置づく地域の御拳場町村を示せば、第1表のようになる。これによれば、御拳場には江戸城外濠に隣接する目黒・中野・戸田・岩淵・葛西の五筋に属する町村が含まれ、それに隣接しない品川筋の村々は朱引内に位置していないので含まれなかった。いずれも、御拳場に設定されていた町村は江戸城外濠の外側に位置づく地域であるが、ここには武家地・寺社地・町人地・百姓地が混在しており、このうち御拳場に設定されていたのは百姓地・町人地（寺社門前町を含む）であつた。これは御拳場を管轄

第1表 江戸城周辺の御拳場町村

筋名	所属村名						
目黒筋	中渋谷村	下渋谷村	下豊沢村	隠田村	原宿村	下高輪町	上高輪町
	三田町	飯倉町	麻布村	白金村	今里村	白金台町	桜田町
	龍土町	今井町	宮益町	芝町	金杉町	市兵衛町	谷町
	下大崎村	上大崎村	南品川宿	北品川宿	歩行新宿	上豊沢村	道玄坂
中野筋	市ヶ谷村	早稲田村	原町	築地片町	改代町	牛込水道町	内藤新宿
	柏木村	下高田村	天龍寺門前	千駄ヶ谷村	東大久保村	西大久保村	下戸塚村
	馬場横町	馬場下町	成子町	淀橋村	源兵衛村	諏訪谷村	代々木村
	上戸塚村	葛ヶ谷村	上落合村	下落合村	角筈村		
戸田筋	関口水道町	小日向水道町	金杉水道町	白山前町	雑司ヶ谷村	巢鴨町	戸崎村
	大塚町	大蔵屋敷	長崎村	中丸村	池袋村	新田堀ノ内村	今井久保村
	音羽町	石川町	下板橋宿				
岩淵筋	駒込片町	駒込村	下駒込村	谷中町	谷中本村	坂本町	龍泉寺町
	材木町	花川戸	山宿町	瓦町	聖天町	田町	山川町
	東仲町	並木町	西仲町	三間町	田原町	茶屋町	箕輪町
	橋場町	新鳥越町	山谷町	浅草町	諏訪町	駒形町	北馬屋町
	南馬屋町	六軒町	今戸町	西ヶ原村	瀧川村	中里村	上中里村
	田端村	新堀村	古川前町	金杉村	三河島村	通り新町	中村町
	小塚原町	町屋村	下尾久村	上尾久村	船方村	梶原堀内村	
葛西筋	千田新田	永代新田	平井新田	下八郎右衛門新田	上八郎右衛門新田	深川村	猿江村
	南本所村	北本所村	小梅村	石小田新田	海辺新田	砂村新田	八郎右衛門新田
	亀高村	大塚新田	中田新田	荻新田	又兵衛新田	太郎兵衛新田	久左衛門新田
	次兵衛新田	大島町	大島村	平方村	小名木村	六軒堀村	中ノ郷出村
	深川出村	柳島村	中ノ郷村	押上村	亀戸村	請地村	須崎村
	寺島村	隅田村	善左衛門村	若宮村	大畑村	木ノ下村	小村井村
	葛西村	下木下川村	上木下川村				

(註)「江戸御場絵図」(独立行政法人国立公文書館蔵)より作成。太字は文政元年「江戸朱引黒引図」(東京都公文書館蔵)の黒引内町村を示し、細字は朱引内町村を示す。

する鳥見の支配対象が百姓と町人であったからである。また江戸城外濠の外側の町人地のすべてが御拳場になっていったわけでもなかった。つまり、町人地のなかには御拳場の町、御拳場近辺町、それ以外の鷹場と同様の規制やその負担を担った町などが混在していたのである。しかし、そうした差異がどのような理由で生じたのかは明らかでない。これには、町の起立や鷹場(御拳場)の由緒などと深くかかわっていたとみられる。

次に、御拳場六筋のうち、中野筋を事例にその所属する町村の推移を第2表、第3表、第4表、第5表から検討していくことにする。なお、第2表・第3表・第5表はいずれ

も堀江家文書であり、村方の書上として作成されたものであるのに対して、第4表は代官伊奈氏の失脚時に御拳場村々書上の引継史料として作成されたものと思われ、その作成意図も記述内容も異なることを付言しておきたい。それらのことを前提に、これらの表を検討してみると、中野筋は江戸の町方やその周辺の在方の村々を含み、御拳場の設定にあたっては町方と在方を区別しておらず、両者とも一体的に捉えられている点をまずは指摘しておきたい。また、享保期以降、御拳場の町村は鷹場組合を結成していたが、中野筋のこの地域の鷹場組合は野方領町村がその主体となっていたものの、武蔵野・世田谷・府中の各領村々も含まれて構成されていた。そして、御拳場を管轄していたのは鳥見であるが、それぞれ町村はさまざまな領主の支配下にあつて錯綜知行形態を示していた。また、町奉行支配の町は町高の規模がきわめて小さいか、あるいは無高で土地の規模を示す反別・坪で把握されていたが、これが後述するように鷹場負担の賦課のあり方と密接にかかわっていた。なお、この地域では、在方の村々は御拳場としては面的に設定されていたが、町方は散的に分布していた。これは、目黒・戸田・岩淵・葛西の各筋も同様の事情であつたとみられる。さらに、この地域の御拳場町村数の変遷をみると、寛延二年（一七四九）に

第2表 御拳場中野筋の町村と石高

郡名	領名	町村名	石高(単位:石)	支配関係
豊島郡	野方領	早稲田村	62.73800	寺領
豊島郡	野方領	下戸塚村	157.00570	寺領
豊島郡	野方領	馬場下横町	8.65100	寺領
豊島郡	野方領	原町一丁目	2.31900	町奉行支配・寺領
豊島郡	野方領	原町二丁目	4.96100	町奉行支配・寺領
豊島郡	野方領	原町三丁目	6.18100	町奉行支配・寺領
豊島郡	野方領	築地片町	1.98000	町奉行支配・寺領
豊島郡	野方領	天神町	6.24100	町奉行支配・寺領
豊島郡	野方領	榎町	12.17100	町奉行支配・寺領
豊島郡	野方領	早稲田町	7.77700	町奉行支配・寺領
豊島郡	野方領	中里村	30.34000	町奉行支配・寺領
豊島郡	野方領	馬場下町	7.64800	町奉行支配・寺領
豊島郡	野方領	早稲田村伝通院領	25.70020	寺領
豊島郡	野方領	弁財天町	2.28800	町奉行支配・寺領
豊島郡	野方領	下高田村	508.54670	代官所・寺領
豊島郡	野方領	源兵衛村	52.40066	同心給地
豊島郡	野方領	諏訪ヶ谷村	113.47230	同心給地
豊島郡	野方領	西大久保村	648.09189	同心給地
豊島郡	野方領	東大久保村	100.41720	同心給地

豊島郡	野方領	柏木村（牛込元破損町を含む）	103.00000	寺領
豊島郡	野方領	戸塚村	201.99400	代官所・同心給地・寺領
豊島郡	野方領	上落合村	215.00400	代官所
豊島郡	野方領	下落合村	140.18500	旗本領・寺領
豊島郡	野方領	葛ヶ谷村	84.00000	旗本領
豊島郡	野方領	上高田村	61.80000	旗本領
豊島郡	野方領	片山村	45.50000	旗本領
多摩郡	野方領	江古田村	284.24590	代官所・同心給地
多摩郡	野方領	上沼袋村	149.71900	代官所・旗本領
多摩郡	野方領	下沼袋村	67.53199	代官所・旗本領
多摩郡	野方領	新井村	74.11700	代官所・旗本領
多摩郡	野方領	高円寺村	802.07238	代官所
多摩郡	野方領	上鷺宮村	149.80000	旗本領・寺領
多摩郡	野方領	下鷺宮村	537.35300	代官所・旗本領
豊島郡	野方領	中荒井村	385.10300	代官所
豊島郡	野方領	中 村	66.80000	旗本領
多摩郡	野方領	井草村	155.93000	旗本領・寺領
多摩郡	野方領	天沼村	119.65000	寺領
多摩郡	野方領	阿佐ヶ谷村	183.09500	寺領
多摩郡	野方領	馬橋村	358.02200	代官所
多摩郡	野方領	田端村	314.40800	代官所
多摩郡	野方領	成宗村	319.20400	代官所
多摩郡	野方領	下荻窪村	55.73500	寺社領
多摩郡	野方領	上荻窪村	267.57150	代官所・同心給地
多摩郡	野方領	遅野井村	166.00000	旗本領・寺領
豊島郡	野方領	田中村	539.28400	代官所
豊島郡	野方領	谷原村	861.97700	代官所・寺領
豊島郡	野方領	下土支田村	538.80200	代官所
豊島郡	野方領	上土支田村	758.68100	代官所
豊島郡	野方領	下石神井村	1153.49200	代官所
豊島郡	野方領	上石神井村	1366.09500	代官所・寺領
豊島郡	野方領	関 村	531.04200	代官所
多摩郡	武蔵野領	西窪村	210.02300	代官所
多摩郡	武蔵野領	関前村	238.48900	代官所
多摩郡	武蔵野領	境 村	295.84700	代官所
多摩郡	武蔵野領	上連雀村	645.57300	代官所
多摩郡	武蔵野領	下連雀村	309.26000	代官所
多摩郡	野方領	野川村	199.45600	代官所
多摩郡	野方領	野崎村	137.87800	代官所
多摩郡	野方領	北野村	203.13600	代官所
多摩郡	府中領	上仙川村	62.50000	代官所
多摩郡	府中領	中仙川村	62.50000	代官所

多摩郡	府中領	下仙川村	170.00000	旗本領
多摩郡	野方領	給田村	223.74500	代官所・旗本領
多摩郡	野方領	烏山村	1069.96040	代官所・旗本領
多摩郡	野方領	無礼村	500.00000	同心給地
多摩郡	野方領	吉祥寺村	874.07600	代官所
多摩郡	武蔵野領	松庵村	87.38900	代官所
多摩郡	武蔵野領	大宮前新田	472.62500	代官所
多摩郡	野方領	中高井戸村	80.75800	代官所
多摩郡	野方領	久我山村	459.27800	代官所
多摩郡	野方領	上高井戸村	1037.89100	代官所
多摩郡	野方領	下高井戸村	861.46900	代官所
荏原郡	世田谷領	上北沢村	430.53100	寺領
多摩郡	野方領	和泉村	202.00100	代官所・旗本領
多摩郡	野方領	永福寺村	156.32000	代官所・旗本領
多摩郡	野方領	堀之内村	144.58000	寺領
多摩郡	野方領	和田村	238.85300	旗本領・寺領
多摩郡	野方領	本郷村	256.36500	代官所・同心給地・寺領
多摩郡	野方領	雑色村	344.01600	代官所・旗本領
豊島郡	野方領	幡ヶ谷村	264.16044	代官所・旗本領
豊島郡	野方領	角筈村	720.96190	代官所
豊島郡	野方領	代々木村	805.65670	代官所・寺領
豊島郡	野方領	千駄ヶ谷村	295.36000	代官所・寺領
豊島郡	野方領	市ヶ谷町	43.22367	町奉行支配・代官所
豊島郡	野方領	牛込肴町	15.52900	町奉行支配・代官所
豊島郡	野方領	牛込改代町	20.64300	町奉行支配・代官所
多摩郡	野方領	中野村	2026.10700	代官所・寺領
豊島郡	野方領	角筈村内多門院門前(家持3軒)	無高 150 坪	町奉行支配・代官所
豊島郡	野方領	四ツ谷追分西方寺門前(家持4軒)	無高 135 坪	町奉行支配
豊島郡	野方領	四ツ谷追分天竜寺門前(家持48軒)	無高 4500 坪	町奉行支配
豊島郡	野方領	四ツ谷追分長延寺門前(家持6軒)	無高 200 坪	町奉行支配
豊島郡	野方領	内藤新宿太宗寺門前(家持15軒)	無高 1000 坪	町奉行支配・代官所
豊島郡	野方領	千駄ヶ谷村内聖輪寺門前(家持3軒)	無高	町奉行支配
豊島郡	野方領	西大久保村内金龍寺門前(家持12軒)	無高 5000 坪	町奉行支配
豊島郡	野方領	内藤新宿(家持150軒)	6町5反9畝26步	町奉行支配・代官所
豊島郡	野方領	牛込水道町(家持27軒)	1町1反 23步	町奉行支配・代官所
計		村数 75 町数 23 家持 268 軒	石高 26982.30453 坪数 10985 坪 町屋敷 7町7反19步	

(註) 寛延2年8月「中野筋御場所石高帳」(堀江家文書・首都大学東京附属図書館蔵)より作成。

第3表 御拳場中野筋町村の石高と支配関係

郡名	領名	町村名	石高(単位:石)	支配関係	日本橋からの距離
多摩郡	野方領	上高田村	61.80000	旗本領	3里余
多摩郡	野方領	片山村	45.50000	旗本領	3里余
多摩郡	野方領	江古田村	284.24590	代官所・同心給地	3里余
多摩郡	野方領	上沼袋村	149.71900	代官所・旗本領	3里余
多摩郡	野方領	下沼袋村	67.53199	代官所・旗本領	3里余
多摩郡	野方領	新井村	71.70700	代官所・旗本領	3里余
多摩郡	野方領	中野村	2026.10700	代官所・寺領	2里半余
多摩郡	野方領	高円寺村	802.07238	代官所	3里余
多摩郡	野方領	上鷺宮村	142.40000	旗本領・寺領	3里半余
多摩郡	野方領	下鷺宮村	527.55767	代官所	4里余
多摩郡	野方領	井草村	155.93000	旗本領・寺領	4里半余
多摩郡	野方領	天沼村	119.00000	寺領	4里半余
多摩郡	野方領	阿佐ヶ谷村	180.00000	寺領	3里半余
多摩郡	野方領	馬橋村	358.02200	代官所	3里余
多摩郡	野方領	田端村	314.40800	代官所	4里余
多摩郡	野方領	成宗村	318.92600	代官所	4里余
多摩郡	野方領	下荻窪村	55.42000	寺領	4里余
多摩郡	野方領	上荻窪村	267.57150	代官所・同心給地	4里半余
多摩郡	野方領	遅野井村	166.00000	旗本領・寺領	4里半余
多摩郡	野方領	西窪村	210.02300	代官所	5里余
多摩郡	野方領	関前村	434.14200	代官所	5里半余
多摩郡	野方領	境 村	497.85400	代官所	6里半余
多摩郡	野方領	上連雀村	645.57300	代官所	5里半余
多摩郡	野方領	下連雀村	309.26000	代官所	5里余
多摩郡	世田谷領	野川村	199.45600	代官所	5里余
多摩郡	世田谷領	野崎村	137.87800	代官所	6里余
多摩郡	世田谷領	北野村	203.13600	代官所	5里余
多摩郡	府中領	上仙川村	63.74000	代官所	5里余
多摩郡	府中領	中仙川村	62.50000	代官所	5里半余
多摩郡	府中領	下仙川村	170.00000	旗本領	5里余
多摩郡	世田谷領	給田村	223.74500	代官所・旗本領	5里余
多摩郡	世田谷領	烏山村	1069.96040	代官所・旗本領	4里半余
多摩郡	野方領	無礼村	500.00000	同心給地	5里余
多摩郡	野方領	吉祥寺村	874.07600	代官所	5里余
多摩郡	野方領	松庵村	87.38900	代官所	5里余
多摩郡	野方領	大宮前新田	472.62500	代官所	5里余
多摩郡	野方領	中高井戸村	80.75800	代官所	5里余
多摩郡	野方領	久我山村	459.27800	代官所	5里余
多摩郡	野方領	上高井戸村	1037.89100	代官所	4里半余
多摩郡	野方領	下高井戸村	861.46900	代官所	4里余

多摩郡	野方領	和泉村	201.78100	代官所・旗本領	3里半余
多摩郡	野方領	永福寺村	156.32000	代官所・旗本領	3里半余
多摩郡	野方領	堀之内村	144.58000	寺領	3里余
多摩郡	野方領	和田村	238.85300	旗本領・寺領	3里余
多摩郡	野方領	本郷村	256.36500	代官所・同心給地・寺領	2里半余
多摩郡	野方領	雑色村	344.01600	代官所・旗本領	3里余
豊島郡	野方領	早稲田村	62.73800	寺領	1里余
豊島郡	野方領	下戸塚村	157.00570	寺領	1里余
豊島郡	野方領	馬場下横町	8.65100	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	原町一丁目	2.31900	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	原町二丁目	4.96100	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	原町三丁目	6.18100	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	築地片町	1.98000	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	天神町	6.24100	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	榎町	12.17100	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	早稲田町	7.77700	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	中里村	30.34000	寺領	1里余
豊島郡	野方領	馬場下町	7.64800	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	早稲田村内伝通院領	25.70020	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	弁財天町・供養塚町	2.28800	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	下高田村	511.78900	代官所・寺領	2里余
豊島郡	野方領	源兵衛村	52.40066	同心給地	1里半余
豊島郡	野方領	諏訪谷村	113.47230	代官所・同心給地	1里余
豊島郡	野方領	西大久保村	658.90876	同心給地・寺領	2里余
豊島郡	野方領	東大久保村	100.41720	代官所・同心給地	2里余
豊島郡	野方領	柏木村	137.95280	町奉行支配・寺領	2里余
豊島郡	野方領	元破損町	4.53100	町奉行支配	2里余
豊島郡	野方領	上戸塚村	204.27889	代官所・寺社領・同心給地	2里余
豊島郡	野方領	上落合村	215.00400	代官所	2里余
豊島郡	野方領	下落合村	140.18500	旗本領・寺領	2里余
豊島郡	野方領	葛ヶ谷村	84.00000	旗本領	3里余
豊島郡	野方領	中荒井村	385.10300	代官所	3里余
豊島郡	野方領	中 村	66.80000	旗本領・寺領	3里半余
豊島郡	野方領	田中村	539.28400	代官所	4里半余
豊島郡	野方領	谷原村	861.97700	代官所・寺領	4里半余
豊島郡	野方領	下土支田村	578.80200	代官所	5里余
豊島郡	野方領	上土支田村	758.68100	代官所	5里余
豊島郡	野方領	下石神井村	1160.61400	代官所・寺領	5里余
豊島郡	野方領	上石神井村	1366.09500	代官所・寺領	5里余
豊島郡	野方領	関 村	531.04200	代官所	5里半余
豊島郡	野方領	幡ヶ谷村	264.16044	代官所・旗本領	3里余
豊島郡	野方領	角筈村	716.97590	代官所・寺領	2里半余

豊島郡	野方領	代々木村		705.65670	代官所・寺領	2里半余
豊島郡	野方領	千駄ヶ谷村		295.36000	代官所・寺領	2里余
豊島郡	野方領	市ヶ谷町		43.22367	町奉行支配・代官所	1里半余
豊島郡	野方領	牛込肴町		15.52800	代官所・町奉行支配	1里余
豊島郡	野方領	牛込改代町		20.64300	代官所・町奉行支配	1里余
荏原郡	世田谷領	上北沢村		430.53100	寺領	4里余
豊島郡	野方領	西大久保村内金龍寺門前	無高	5845 坪	寺領	2里余
豊島郡	野方領	四ツ谷天龍寺門前	無高	4500 坪	町奉行支配・寺領	2里余
豊島郡	野方領	四ツ谷長延寺門前	無高	200 坪	町奉行支配・寺領	2里余
豊島郡	野方領	四ツ谷太宗寺門前	無高	1000 坪	町奉行支配・寺領	2里余
豊島郡	野方領	四ツ谷聖輪寺門前	無高	60 坪	町奉行支配・寺領	1里半余
豊島郡	野方領	四ツ谷西方寺門前	無高	130 坪	町奉行支配・寺領	2里余
豊島郡	野方領	角筈村内多聞院門前	無高	150 坪	町奉行支配・寺領	2里半余
豊島郡	野方領	内藤新宿		6町5反9畝 26 歩	町奉行支配・代官所	2里余
豊島郡	野方領	牛込水道町		1町1反 23 歩	町奉行支配・代官所	1里余
	計	村数 74 町数 16 門前数 7		石高 27356.00406 坪数 11885 坪 町屋敷 7町7反 19 歩		

(註) 宝暦8年10月「中野筋御鷹野御場所石高帳下帳」(堀江家文書・首都大学東京附属図書館蔵)より作成。

第4表 御拳場中野筋の町村と石高

領名	町村名	石高(単位:石)	領名	町村名	石高(単位:石)
野方領	早稲田村	62.73800	野方領	遅野井村	150.00000
野方領	下戸塚村	157.00570	野方領	田中村	539.28400
野方領	馬場下町	7.64800	野方領	谷原村	852.47700
野方領	馬場下横町	8.65100	野方領	下土支田村	578.80200
野方領	原町一丁目	2.31900	野方領	上土支田村	758.68100
野方領	原町二丁目	4.96100	野方領	下石神井村	1153.49200
野方領	原町三丁目	6.18100	野方領	上石神井村	1356.09500
野方領	築地片町	1.98000	野方領	関村	531.04200
野方領	榎町	12.17100	野方領	西窪村	210.02300
野方領	天神町	6.24100	野方領	関前村	238.48900
野方領	早稲田村之内	25.70020	野方領	境村	295.84700
野方領	早稲田町	7.77700	野方領	上連雀村	645.57600
野方領	弁財天町	2.28800	野方領	下連雀村	309.26000
野方領	牛込肴町	15.52900	野方領	無礼村	500.00000
野方領	牛込改代町	20.64300	野方領	吉祥寺村	874.07600
野方領	中里村	30.34000	野方領	松庵村	87.38900
野方領	下高田村	508.54670	野方領	大宮前新田	472.62500
野方領	源兵衛村	52.40066	野方領	中高井戸村	80.75800
野方領	諏訪谷村	113.47230	野方領	久ヶ山村	459.27800
野方領	西大久保村	658.90876	野方領	上北沢村	430.53100

野方領	東大久保村	100.41720	野方領	和泉村	201.78100
野方領	柏木村	130.00000	野方領	永福寺村	156.32000
野方領	上戸塚村	201.99410	野方領	堀之内村	144.58000
野方領	上落合村	214.23500	野方領	和田村	208.85300
野方領	下落合村	140.18500	野方領	本郷村	251.36500
野方領	葛ヶ谷村	84.00000	野方領	雑色村	344.01600
野方領	上高田村	61.80000	野方領	幡ヶ谷村	264.16044
野方領	片山村	45.50000	野方領	角筈村	716.97590
野方領	江古田村	284.24590	野方領	代々木村	805.65670
野方領	上沼袋村	149.71900	野方領	千駄ヶ谷村	295.36000
野方領	下沼袋村	67.53199	野方領	市ヶ谷村	43.22367
野方領	新井村	71.70700	野方領	中野村	2002.50700
野方領	高円寺村	802.07238	世田谷領	野川村	199.45600
野方領	上鷺宮村	135.00000	世田谷領	野崎村	137.87800
野方領	中 村	54.00000	世田谷領	北野村	203.13600
野方領	下鷺宮村	525.55767	世田谷領	上仙川村	62.50000
野方領	中新井村	385.10300	世田谷領	中仙川村	62.50000
野方領	井草村	150.93000	世田谷領	下仙川村	170.00000
野方領	天沼村	119.00000	世田谷領	給田村	283.74500
野方領	阿佐ヶ谷村	180.00000	世田谷領	鳥山村	1069.06040
野方領	馬橋村	358.20000	野方領	上高井戸宿	1037.89100
野方領	田端村	314.40000	野方領	下高井戸宿	861.46900
野方領	成宗村	318.92600	野方領	竹下新田	106.90200
野方領	下荻窪村	50.00000	計	村数 75	27070.65767
野方領	上荻窪村	267.57100		町数 13	

(註) 寛政4年間2月「御用留」(寫眞区古文書史料集三「中荏家文書一」)より作成。

第5表 御拳場中野筋の町村と石高

郡名	町村名	石 高	支配関係
豊島郡	牛込馬場下町	15.04300	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込馬場下横町	8.65100	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込榎町	12.17100	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込天神町・同中里町	6.24100	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込築地片町	1.98000	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込原町二丁目	9.75700	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込原町三丁目	12.15700	町奉行支配・寺領
豊島郡	早稲田村	62.73800	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込早稲田町	7.77700	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込原町一丁目	2.31900	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込中里村	30.34000	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込弁財天町	2.28800	町奉行支配・寺領
豊島郡	下戸塚村	157.00570	町奉行支配・寺領

豊島郡	牛込改代町	20.64300	町奉行支配・代官所
豊島郡	牛込肴町	15.52900	町奉行支配・代官所
豊島郡	市ヶ谷谷町	43.22367	町奉行支配・代官所
豊島郡	市ヶ谷柳町	3.08000	町奉行支配・代官所
豊島郡	千駄ヶ谷村	295.36000	代官所・寺領
豊島郡	代々木村	846.80370	代官所・寺領
豊島郡	幡ヶ谷村	264.16044	代官所・旗本領
豊島郡	角筈村	720.96190	代官所
豊島郡	下高田村	549.08600	代官所・寺領
豊島郡	源兵衛村	52.14089	同心給地
豊島郡	上戸塚村	201.99410	代官所・同心給地・寺領
豊島郡	諏訪谷村	113.47230	代官所・同心給地
豊島郡	柏木村・成子町・淀橋町	312.98630	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込元破損町	4.53100	町奉行支配
豊島郡	西大久保村	669.72563	同心給地
豊島郡	東大久保村	151.08820	代官所・同心給地
豊島郡	下落合村	140.18500	旗本領・寺領
豊島郡	上落合村	214.23500	代官所
豊島郡	中荒井村	385.10300	代官所
豊島郡	田中村	539.28400	代官所
豊島郡	谷原村	852.47700	代官所
豊島郡	下石神井村	1153.49200	代官所
豊島郡	上石神井村	1356.09500	代官所
豊島郡	関村	531.04200	代官所
豊島郡	下土支田村	578.80200	代官所
豊島郡	上土支田村	758.68100	代官所
豊島郡	葛ヶ谷村	84.00000	旗本領
豊島郡	中村	54.00000	旗本領
豊島郡	内藤新宿（家持150軒）	町屋敷 6町5反9畝26歩	町奉行支配・代官所
豊島郡	天龍寺門前（家持48軒）	町屋敷 4500坪	町奉行支配
豊島郡	長延寺門前（家持6軒）	町屋敷 200坪	町奉行支配
豊島郡	西方寺門前（家持4軒）	町屋敷 135坪	町奉行支配
豊島郡	太宗寺門前（家持18軒）		町奉行支配
豊島郡	理性寺門前（家持5軒）		町奉行支配
豊島郡	東長寺門前（家持1軒）		町奉行支配
豊島郡	牛込水道町（家持27軒）	町屋敷 1町1反23歩	町奉行支配・代官所
豊島郡	千駄ヶ谷村内聖輪寺門前（家持3軒）		町奉行支配
豊島郡	角筈村内多門院・長楽寺門前（家持7軒）		町奉行支配
多摩郡	中野村	2002.50700	代官所
多摩郡	新井村	75.00700	代官所
多摩郡	上高田村	61.80000	旗本領
多摩郡	片山村	45.50000	旗本領

多摩郡	上沼袋村	149.71900	代官所・旗本領
多摩郡	下沼袋村	67.53199	代官所・旗本領
多摩郡	上鷺宮村	135.00000	旗本領
多摩郡	下鷺宮村	527.55767	代官所
多摩郡	江古田村	284.24590	代官所・同心給地
多摩郡	井草村	150.93000	旗本領
多摩郡	天沼村	119.65000	寺領
多摩郡	下荻窪村	55.73500	寺領
多摩郡	阿佐ヶ谷村	180.35000	寺領
多摩郡	遅野井村	150.00000	旗本領
多摩郡	上荻窪村	267.51000	代官所・同心給地
多摩郡	成宗村	318.92600	代官所
多摩郡	田端村	314.40800	代官所
多摩郡	馬橋村	358.02000	代官所
多摩郡	高円寺村	802.07238	代官所
多摩郡	本郷村・同新田	251.36500	代官所
多摩郡	雑色村	344.01600	代官所・旗本領
多摩郡	和田村	208.85300	旗本領
多摩郡	堀之内村	144.58000	寺領
多摩郡	大宮前新田	472.62500	代官所
多摩郡	和泉村	202.00100	代官所・旗本領
多摩郡	永福寺村	156.32000	代官所・旗本領
多摩郡	松庵村	87.38900	代官所
多摩郡	中高井戸村	80.75800	代官所
多摩郡	吉祥寺村	874.07600	代官所
多摩郡	久我山村	459.27800	代官所
多摩郡	下連雀村	309.26000	代官所
多摩郡	上連雀村	645.57300	代官所
多摩郡	境 村	295.84700	代官所
多摩郡	境新田	207.00000	代官所
多摩郡	無礼村	500.00000	同心給地
多摩郡	西窪村	210.02300	代官所
多摩郡	関前村	238.48900	代官所
計	村数 60 町数 28 家持 269 軒	22994.57277 坪数 4835 坪 町屋敷 7町7反19歩	

(註) 享和元年10月「中野筋御拳場并御両卿様御借場村町石高書上帳」(堀江家文書・首都大学東京附属図書館蔵)より作成。

は九八カ村、宝暦八年（一七五八）には九七カ村、寛政四年（一七九二）には八八カ村、享和元年（一八〇一）には八八カ村となり、寛政期を境に大きく減少傾向を示していた。中野筋の総石高も、寛延二年には二万六九八二石余、宝暦八年には二万七三五六石余、寛政四年には二万七〇七〇石余、享和元年には二万二九九四石余と推移し、寛政期以降は減少傾向にあった。これは幕府財政の窮乏と密接にかかわっていたとみられる。そして、御拳場に設定されたこの地域の江戸町人の屋敷地は、寛延二年には一万九八五坪と七町七反一九歩、宝暦八年には一万一八八五坪と七町七反一九歩、享和元年には四八三五坪と七町七反一九歩で、享和期に坪数が大きく減少したが、家持数は寛延二年に二六八軒、享和元年に二六九軒とほとんど変わらなかった。

このように、御府内の町村の一部が御拳場に設定されていたことは確認できたのだが、各時期の江戸町方を含む御拳場の詳細を物語る史料は確認できない。その意味で、「江戸御場絵図」にも記述のない四谷地域の御拳場・御拳場近辺町を記している寛政五年三月の「浪人者等人別糾につき御拳場町・近辺町連判証文」は貴重な史料であり、いささか長文であるが全文を掲出することとする¹³⁾。

差上申一札の事

四谷伝馬町三丁目
同所忍町
同所塩町貳丁目
同 塩町三丁目
同所新屋舗六軒町
右は私共町先年

上様御 鷹野に被為 成、其後町屋舗に被 仰付被成下候
に付、御拳場の分は勿論、右同様近町左の私共町内は

四谷伝馬町壺丁目
同 新壺丁目
同 貳丁目
同所塩町上え・下た町
同所御筆筒町
同 南北伊賀町
同所了覚寺門前
同所四谷仲町
同 魏町拾壺丁目
同 拾貳丁目
同 拾三丁目

一、御拳場五ヶ町并に近辺町内の裏々は勿論、私共支配町内には浪人者井寺院出居い等当春人別相糾候所無御座、猶又此節御改に付、入念吟味仕候所、一人も無御座候に付、則以一札を差上候、依如件

寛政五丑年三月

拾五番組の内

右町々支配の行事

名主 孫右衛門

同 半四郎

同 与兵衛

四谷伝馬町三丁目

月行事 甚兵衛

同所忍町

月行事 佐兵衛

同所塩町式丁目

月行事 治助

同所塩町三丁目

月行事 勘治郎

同所新屋鋪六軒町

月行事 政右衛門

御拳場近辺町

四谷伝馬町老丁目

月行事 勘七

同所 式丁目

月行事 小兵衛

同所伝馬町新老丁目

月行事 三右衛門

同所塩町老丁目

月行事 宇兵衛

同所坂町上下た

月行事

下た 幸助

上え 安右衛門

同所御笹筒町

月行事 嘉七

同所伊賀町

月行事 藤右衛門

同所了学寺門前

月行事 治兵衛

同所四谷仲町

月行事 マ、

これは四谷御門から内藤新宿に向かう道筋の町々が、「御拳場五ヶ町并に近辺町」に設定されていたことを示すもので、御拳場での浪人や寺院出居の者の調査を命じられた際の報告を町年寄役所に提出したものである。この一札には、四谷地域の一七カ町が連名で署名しているが、そのうち四谷伝馬町三丁目・四谷忍町・四谷塩町二丁目・四谷塩町三丁目・四谷新屋敷六軒町の五カ町が御拳場であり、残りの四谷伝馬町一丁目・四谷伝馬町新一丁目・四谷伝馬町二丁目・四谷塩町一丁目・四

町年寄御役所

同所 月行事 重兵衛
同 拾式丁目 月行事 善兵衛
同所 拾三丁目 月行事 吉兵衛

第1図 四谷地域の御拳場・御拳場近辺町



(註)『江戸切絵図集』(ちくま学芸文庫)より作成。

御拳場 御拳場近辺町

谷坂町上下町・四谷御筆筒町・四谷南北伊賀町・四谷了覚寺門前・四谷仲町・四谷麴町十一丁目・四谷麴町十二丁目・四谷麴町十三丁目の一二カ町が御拳場近辺町であったことを明らかにしている(第1図)。ここで確認できる御拳場の町々には中野筋に属していたとみられるが、ほぼ同時期の前述した堀江家文書中の享和元年一〇月の「中野筋御拳場并御両卿様御借場村町石高書上帳」にも記述がない。このため、四谷地域の御拳場五カ村と御拳場近辺町一二カ町が一つの鷹場組合を結成し、前述の地域の鷹場組合とは別に組織されていた可能性が高い。これにより、四谷地域には御拳場や御拳場近辺町が存在することは確認できたが、江戸の町全体の御拳場・御拳場近辺町の全体像は依然として不明のままである。

このように、御府内の一部には御拳場に設定されている町村があった。また、御拳場近辺町と呼ばれる町も設定されており、御拳場と同様の規制下にあったとみられる。さらに、それらの町方の詳細を検討すると、いずれも町奉行支配地の町人地の町方や寺社門前町の一部であり、武家地は含まれなかった。このため、江戸の町の御拳場は在方の村々のように面的な設定ではなく、散在的であったといえよう。

二 江戸の町の鷹場支配と鷹場負担

(一) 鳥見と代官伊奈氏の鷹場支配

浅草寺領の諏訪町・駒形町・並木町・西仲町・東仲町・三軒町・田原町・浅草町・田町・聖天町は、元文三年(一七三八)八月一〇日より鳥見に鷹場法度証文を提出しはじめ、御拳場としての支配を受けた。

また、寛永六年(一六二九)に町場として起立した深川の獵師町(清住町・富吉町・佐賀町・諸町・相川町・大島町・熊井町・黒江町)は、代官伊奈半十郎の支配下にあったが、延宝八年(一六八〇)より鳥見に鷹場法度証文を提出しはじめ、その後毎年の恒例行事となり、享保期には御拳場の葛西筋に編入された。

享保四年(一七一九)三月一日には、御場御用掛の若年寄大久保常春の命により、雉子橋・一ツ橋・神田橋の明地五カ所の草刈りが鳥見若林惣次郎の担当となったものの、宝暦三年(一七五三)八月には御場御用掛の若年寄板倉勝清の命により、神田橋・一ツ橋・田安明地は今後本丸・西丸の御鷹御用が命じられなくなり、その担当が目付になったことが告知された。ところが、翌四年一〇月には「神田橋・一ツ橋、外明地」が従来通り「御鷹野之積」となり、その維持にかかわる人足や物品の拠出は目付に申し渡すことになった。¹⁵⁾この

ように、江戸城直近の明地が御鷹御用で利用されることがあり、その管轄が鳥見の担当になることもあったのである。しかし、御鷹御用がなくなった際にその明地の管轄が目付の担当になったのは、その務めが旗本や御家人の支配とかかわり、明地が武家地に隣接していたからと推察される。

宝暦期以降と思われる年不詳の八月、葛西掛の鳥見は江戸町方の一つである深川獵師町の町々に次のような鷹場の取締りに関する通達を出した。¹⁵⁾

覚

- 一、御場所御法度之趣弥入念可申事
- 一、諸事注進事無遅滞向寄同役江可訴来事
- 一、当年茂小菅御上宿 御成相続可有之候間、火之元入念、并無宿之類徘徊不致候様別而相改可申事
- 一、池沼御用ニ付魚獵差留メ候場所之内、古来より由緒有之、魚獵渡世致候者有之候ハ、其訳可申聞候、其上ニ而可申付候
- 一、冬鳥御場所例年之通出方より申付次第諸事出来候様可致候、尤御伝等御成先江差懸、不丈夫成義出来候ハ、早々可申聞候事
- 一、御場所拵之儀ニ付出方より段々申渡候筋、万一差支致

難儀候筋メ有之候ハ、其趣出方江相願、出方より此方江申立候筋ニ相心得可申候事

一、村々飼犬無之様可申付候、尤飼犬体ニ相見江候も有之候ハ、此段急度可申付候事

一、移方之者、殺生道具預置候儀有之候日数も有之候ハ、此方江相知可申事

一、此方召仕之者村方江罷越、主人用事之由申談難心得義有之候ハ、其者留置、此方江相知七候様可申合

候事

一、例年之通三月朔日迄、御場江釣人入込不申様急度相留可申候事

八月

掛り

御鳥見

これによれば、鳥見は鷹場環境を維持する立場から、御拳場での火の用心、無宿者の改め、池・沼での漁業制限、鷹場の整備、飼い犬の禁止、不審者の監視、釣りの禁止など細部にわたる取締りにあたり、町方・在方とも一体的に問題発生時の報告を義務づけていた。

このうち、鷹場における犬の扱い方についてみていきたい。生類憐みの令が触れられていた五代將軍徳川綱吉の時代、江

戸の町では人から犬を隔離するため、江戸の周辺に大規模な犬小屋を設けて保護した⁽¹⁸⁾。放鷹制度を復活した八代將軍徳川吉宗も鷹場における犬の取扱いについては苦慮しており、その原因は將軍の鷹狩りやその獲物の飼育に支障が出ていることであった。このため、享保五年（一七二〇）二月には將軍が鷹狩りに出かける地先に野犬がいた場合には捕獲のうえ役人へ連絡し、飼い犬の場合には鷹狩りの場所に出ないようにつまみでおくか、鷹狩りの支障にならないように遠方に持っていくことが命じられていた⁽¹⁹⁾。しかし、それもうまくいかなかった模様で、同年四月、御拳場の村々で捕獲した野犬は目黒筋の武蔵国荏原郡今里村、戸田筋の同豊島郡下練馬村、中野筋の同国同郡中新井村の犬溜場を持っていくよう命じ、その村には犬扶持を給付することにした⁽²⁰⁾。その後、宝暦四年（二七五四）八月、幕府は鷹狩りの獲物の飼育に支障があるとして、次のような法令を出した⁽²¹⁾。

所々御鷹野御場近年別て犬多成、鶴雁飼付相障候由二候間、御場向寄屋敷々町方在方共二、飼犬之分ハ繫置候か、又は御場より二三里も外え勝手次第遣候様可致候、野犬之分は捕へ候て、是又御場より二三里も外え捨候様可いたし、若立戻り候候ハ、猶又捕へ、右之通捨候様可

仕候

右之通得其意、屋敷々之分は御目付より相触可被申候、在方町方えは、町奉行、御勘定奉行より相触候様可被致候、尤御鳥見組頭可被申談候

この時期、將軍の鷹狩りが行われる地先で犬が増え、鷹狩りの獲物となる鶴や雁の飼育に支障が生じているので、鷹狩り地先の武家屋敷や町方、在方では飼い犬を繫いでおくか、鷹狩り地先より二、三里離れたところに持って行くこと。野犬は捕獲し、鷹狩り地先より二、三里離れたところに捨てて行くこと。もし立ち戻ってきたら、また捕獲し捨てて行くこと。この法令を徹底させるため、江戸の武家屋敷には目付から、町人地の町方には町奉行から、百姓地の在方村々には勘定奉行から触れられることになった。これは、鷹場（御拳場）を統括した鳥見組頭から要請されたものであり、犬取扱いの規制は江戸の町とその周辺を一体的に捉えて取り組むことになったのである。この方針に沿って、鷹場（御拳場）の江戸の町やその周辺農村だけでなく、それ以外の江戸の武家地や町人地などを巻き込んで犬取扱いの規制が徹底されたのである。これからもわかるように、鷹場における犬取扱いの規制は江戸の町だけが特別に強化されたのではなく、江戸周辺農

村とともに一体的な方針のもとで命じられたものであった。宝暦一三年十一月には「御拳場近辺」での飼いだは今後一切禁止され、野犬なども捕獲して捨てるように命じ、宝暦四年の触書の内容を再確認するために触れられたのである。なお、ここでは犬を殺生するのではなく、立ち戻った犬は捕獲して何度でも捨てるようにと注意喚起していた。⁽²³⁾

ところで、御拳場ではどこでも將軍の鷹狩りが行われる可能性があったが、本所・深川地域では宝暦二年（一七六一）一二月二六日に鷹の据え廻し場所が取り決められ、本所方面では「堅川通撞木橋より横堀通業平橋・源兵衛橋限西之方」となり、深川方面では「八幡町往還通り潮見橋限」となった。⁽²³⁾このように、江戸の町では都市域の拡大によって、御拳場といえ將軍の鷹狩りの場所としては不向きな地域があり、宝暦期には本所・深川方面でその据え廻し場所が限定されるようになった。

また、鷹場支配には、鳥見だけでなく、代官の伊奈氏もかわっていた。伊奈氏は幕府代官として幕府直轄領の支配に携わるとともに、鷹野御用などの広域的業務を担当していた。⁽²³⁾宝暦三年（一七五三）六月、幕府は御拳場の町村へ困窮した民衆を救うため、浅草の幕府米蔵にある三万石の更米の拝借にかかわる通達を出した。更米とは腐化米とも書き、湿

気・虫食いなどのために痛んだ米をいう。御拳場の町村には鳥見から告知し、代官伊奈氏の馬喰町役所から米切手をもらい、浅草の米蔵から拝借する手続きとなっていた。これが実施されていたことは、御拳場であった武蔵国荏原郡六郷領村々でも確認でき、この月、同郡下丸子村名主の四郎左衛門は鳥見の高月政右衛門に浅草の米蔵から更米を拝借し、受け取ったことを報告していた。そして、その返納方法については代官伊奈半左衛門役所へ相談していた。⁽²³⁾

この通達は、江戸の町奉行支配の町方にもあり、宝暦四年二月、御拳場であった武蔵国豊島郡柏木村の枝郷淀橋町と成子町は代官伊奈半左衛門へ拝借できる更米の分量換算についての願書を提出していた。⁽²³⁾

乍恐以書付を御願申上候

麟祥院領

柏木村枝郷

淀橋町

御町御支配 家持四拾壹人

同

成子町

同断 家持九拾壹人

一、此度御 拳場村々江ふけ米御拝借被成下候様ニ御触奉
 畏候、依之私共村方之儀御拝借仕度奉存、去年中御拝借
 被仰付候町方・村方を承候所、地面石高書上ケ、石高二
 応し御拝借仕候様ニ及承申候二付、此度柏木村分御朱印
 石高計書上ケ候二付、其割合ニ而御拝借仕難有奉存候、
 乍然私共町方之儀柏木村枝郷ニ而無高同前少高二御座候
 得共、町通ニ而家持数多御座候得者、石高不相応二人足
 等相勤申候、隣町牛込原町辺・早稲田町・馬場下町其最
 寄を承り候得者、町方之儀ハ地面石高不書上、其町々家
 持家数ニ応し御拝借被成下候様ニ及承申候、殊ニ私共親
 郷柏木村耕地之内御 立場下ニ而御座候得者、御 場所
 拵人足等数多相勤申候、且又
 刑部卿様御 出之御節茂淀橋町水車久□□方御小休所ニ
 相成候得者、諸御役人衆中様御揃所ニ御座候而、何レ様
 と申御事なく被仰付次第人足等指出シ御用相勤申候、御
 とりかひ之儀茂御鷹匠様方淀橋町上下御休所ニ被遊候得
 ハ、是又御用次第人足等も指出シ申候、猶又猪御 狩追
 鳥御 狩之御節勢子人足、又者御 場所拵人足等之儀大
 方出役様方より直御廻状ニ而被仰付候、其外触継より茂
 申来り候儀も御座候、隣町之家持共之間一人之御役相勤
 申候も、私共之間一人之御役相勤候様同様くらひ二可有

御座かとも奉存候得者、此度御拝借之儀茂御 慈悲御救
 之御事と奉存候二付、私共儀茂以家数を御拝借仕度奉存
 候、御 慈悲三願之通被為 仰付被 下置候ハ、偏二
 難有奉存候、以上

柏木淀橋町

家持惣代

宝曆四年戊二月

伊兵衛 ㊦

友 七 ㊦

同 成子町

家持惣代

吉左衛門 ㊦

喜右衛門 ㊦

年寄 定右衛門 ㊦

名主 紋右衛門 ㊦

伊奈半左衛門様

御役所

これによれば、町奉行支配の淀橋町・成子町は御拳場の町
 村に触れられた更米の拝借を願おうとしたが、他の町村が町
 村高にに応じて拝借していたため、石高の小さな町方としては
 少量の更米しか拝借できないという不利な状況下にあった。

このため、隣接した町方から情報を得たところ、町の規模を示す石高を記さずに、家持の家数に応じて更米の拝借を願ったほうが有利であることがわかった。そこで、両町はこれらで御場拵人足や猪狩り・追鳥狩りの勢子人足などで多くの御用人足を勤め、また間口一間当たり一人の割合で御用を勤めたこともあることを述べたうえで、家持の家数によって更米の拝借を願い出たのである。この願いが叶えられたかどうかは判明しないが、小高あるいは無高の町方は在方の村のように村の石高ではなく家持の家数によって更米を拝借したと思われる。このように、拝借米にしても、後述するように鷹場負担にしても、江戸町方の割合の基準が石高ではなく家持の家数によって割り当てられるようになっていた。

また鷹場村々では、その支配の一環として村高調査が行われていた。次の史料は、天明八年（一七八八）一月、鷹野御用を担当した代官の伊奈氏が在方の村と同じように江戸町方からも町の石高の報告を命じ、その命令に基づき町方が提出したものである⁽²⁾。

差上申一札之事

一、村石高御尋ニ御座候処、私共門前町屋之儀ハ石高

無御座候、此段以書付奉申上候、以上

武州豊島郡

天明八年申十一月

四ツ谷太宗寺門前

同 所理性寺門前

同 所東長寺門前

町御奉行支配所

名主 清兵衛^印

年寄 忠兵衛^印

百姓代 喜八^印

伊奈撰津守様

御役所

これは、代官伊奈氏の石高調査に対して、御拳場であり、かつ町奉行支配の四谷の太宗寺門前町・理性寺門前町・東長寺門前町の町役人が無高の町であることを報告したものである。伊奈氏は、幕府の鷹野御用を担っていた関係から、鷹場負担を割り当てる立場にあり、そうした利用に供するため村の石高を把握する必要があったのである。

このように、御拳場の江戸の町方も周辺の在方の村と同様、鳥見や代官伊奈氏によってさまざまな鷹場支配を受けていた。また、御拳場の維持管理上行われていた犬取扱いの規制などは、目付や町奉行を通して御拳場ではない江戸の武家

屋敷や町方でも行われ、そうした問題解決に協力する態勢がとられていた。代官の伊奈氏も、鷹野御用という広域的業務を担っていた関係から、御拳場であれば町奉行管轄の江戸の町方の支配とも密接にかかわり、その職責を果たしていたのである。

(二) 江戸の町の御拳場と鷹場負担

鷹場負担にはさまざまな種類があるが、それらは江戸の町でどのように負担され、その特色とはどのようなものであったのだろうか。

享和元年(一八〇一)一〇月の「中野筋御拳場并御両卿様御借場村町石高書上帳」⁽²⁾の末尾には、御拳場中野筋のうち中野村卯右衛門が触次を務める鷹場組合町村の鷹狩り・鷹場にかかわる御用人足の割り当てについて、次のような記述がみられる。

惣高合式万式千九百九拾四石六斗三升式合七勺七才

内高老石三斗四合 御鳥見御役屋敷高引

内高式千石 触次方廻状持送り人足高引

残高式万九百九拾三石三斗式升八合七勺七才

右者御用人足割合高

無高家持式百六拾九軒

此人足式百六拾九人相勤申候

これによれば、中野村の卯右衛門を触次とする鷹場組合町村の総石高は、二万二九四石六斗三升二合七勺七才であったが、鳥見屋敷の石高一石三斗四合と触次方廻状持ち送り人足高二〇〇〇石を差し引いて、その勤高は二万九百九十三石三斗二升八合七勺七才であった。この鷹場組合に鷹狩りや鷹場にかかわる御用人足が求められた場合、所属する町村はそれぞれの町村高に応じて負担することになっていた。ところが、この鷹場組合には無高の江戸の町方が含まれており、これらの町方では家持数二六九軒で二六九人の人足を出す決まりであった。つまり、江戸町人地の無高の町では御鷹御用人足の負担にあたって、家持一軒当たり一人の人足を負担することになっていたのである。

ところで、石高を附された町村が御鷹御用人足を實際にどれくらい負担していたのかについては、天保九年(一八三八)閏四月の「差出申一札之事」⁽²⁾に次のような記述がある。

一、御用人足触当之儀、高百石二付三人割より五人割迄二割合、御成御出度々有之御場拵御用向之多少二随ひ触当

申候、尤寺社領又者町方之儀者採草虫類日々上納物相納
不申候二付、

御成御用人足之儀者右割合より余分差出候、前々より之
規定二付触当申候事

但、町方并宿方之儀者往古御書出被成候振合を以家持
人数割二而触当申候事

この地域の鷹場組合における御鷹御用人足は、町村高一〇〇石当たり三〜五人の割合で割り当てられた。そして、その御用人足は將軍の鷹野御成に伴う御鷹御用の頻度によって調整していたようである。ただし、寺社領の町村や江戸の町方はそれ以外の町村と異なり、採草虫類（上ヶ物）を上納しなかったため、御成御用人足を余分に負担する決まりであった。そして、江戸の町方や宿場における諸負担は、古くから文書で取り決められていたことから、家持の人数に応じで負担することになっていたのである。

天保九年五月の「触次役願二付村々議定書其外入置一札之写」³⁰には、中野村の堀江卯右衛門を触次とする鷹場組合の場合、在方の村々と江戸の町方が混在して結成されていたため、御鷹御用人足のように触次給や水夫銭についても村方と町方ではその割り当てに違いがあったようである。

一、触次給、村方之分者百石二付銀三匁ツ、町方之分者
宝曆七丑年十二月議定書面之通請取来候二付、以来共振
合相増中間敷候事

一、水夫銭、村方之分者百石二付銭百四拾八文ツ、町方
之儀者壹石二付銭拾四文四分、外面割八拾文ツ、請取来
申候二付、是又以来相増候義二無御座候

これによれば、触次の給料は鷹場組合に所属する町村が支払うべきものであるが、町方と在方が同じ基準で支払っていたのではなく、在方の村は村高一〇〇石当たり銀三匁ずつ、町方はここにはその記述がないが別の基準で負担していたようである。また荷物の運搬要員としての水夫の入用銭は、在方の村の場合村高一〇〇石当たり銭一四八文、町方では町高一石当たり銭一四文四分と一人当たり八〇文の割合での組み合わせで支払ってきたようである。

これまで見てきたように、ここでの御鷹御用人足は御拳場に設定された在方の村や江戸の町方が負担するものであつて、武家地の町が負担していた事実は見当たらない。しかし、大名などが江戸周辺の村方に抱屋敷を買得していた場合、その負担を果たさなければならなかった。弘前藩は、元禄一五年（一七〇二）亀戸村と柳島村にまたがる亀戸天神の北隣に

位置する地域に抱屋敷を買得し、この屋敷は亀戸・柳島屋敷と呼ばれていた。「弘前藩江戸日記」の享保二年（一七一七）五月一〇日条には「金子三両、右者当御屋敷分御鷹御用人足代、亀戸村名主新五左衛門方より上納候様ニと申来候」とあり、弘前藩は抱屋敷を所持する亀戸村の名主より屋敷地の石高に相当する御鷹御用人足代として金三両の上納を求められていた。御拳場であった江戸周辺農村に抱屋敷を買得した弘前藩が負担する御鷹御用人足代金の上納方法については、亀戸村の名主らが享保二年分を一五両で請け負い、四月と八月の両度に金銭を受け取っていた。また同年一二月には翌年分の請負を弘前藩に申し出ている^①。このように、御鷹御用人足は御拳場に設定されていた亀戸村の土地の石高に対して賦課されるものであったため、この村で抱屋敷を買得した弘前藩も屋敷地の石高に相当する負担を求められていたのであり、その上納方法は地元百姓の請負という形で行われていたのである。

それでは、実際に中野村触次の触治郎が江戸の町方に御鷹御用人足の抛出を命じた史料を示すことにする。^②

覚

一、人足九人 天龍寺門前^③

一、人足廿五人 内藤新宿^④
 一、人足四人 太宗寺門前^⑤
 一、人足拾式人 牛込肴町^⑥
 一、人足三人 同築地片町^⑦
 一、人足拾壱人 同改代町^⑧
 一、人足八人 同水道町^⑨
 一、人足四人 同破損町^⑩
 右者兩
 御丸様御成御沙汰ニ付、御賦御道具持送り人足書面之通明朔日朝六ツ半時馬喰町御用屋敷内御鷹野御役所へ御差出可被下候、尤老人・子供・病身もの等相除、刻限無遅滞御差出可被成候、此状刻付ヲ以即刻御順達留り御方様より無相違御返却可被下候、以上

午一月廿九日

中野村

申上刻

触次

右町々

触治郎^⑪

御名主衆中

これは、中野村の触治郎が触次を務めた鷹場組合に属する江戸町方のうち、内藤新宿・四谷・牛込の一部町々が將軍と

その子の鷹狩りに際して御賦御道具持送り人足を駆り出され、馬喰町御用屋敷内の鷹野役所に出向くよう命じられたものである。なお、人足は老人や子供を除いた成人で構成し、遅刻しないように指定場所に赴くよう、条件づけされていた。ここには、石高で把握された町や無高の町、それに反別で把握された町が混じっているが、鷹場組合の町村が合意しあつた御鷹御用人足の拠出事項に沿って人足を割り当てられていたのである。

このように、御拳場に設定された江戸の町方には、規模の小さな石高を有する町や無高で反別・坪で把握されていた町があった。一般に、鷹場負担は町村の石高に応じて割り当てられることが多かったが、中野筋に属する江戸の無高の町では家持の人数に応じて負担していた。これは、鷹場組合の構成町村の合意によって決められていた。なお、御拳場である江戸の周辺農村に抱屋敷を買得した大名も御鷹御用人足を負担していたが、この人足の負担は武家を対象としたものではなく、村の土地に対して賦課されたものであり、そのことは村の名主から上納を求められていたことからわかる。

三 江戸の町の落鳥処理

次に、町奉行所が取り扱った事件のなかで、記録として残

すべき事件としてまとめられた「記事條例」を用いて、江戸の町方で落鳥がどのように処理されたのかをみてみよう。⁽³³⁾

文化十四年十二月十六日言上帳書抜

一、巢鴨町吉兵衛申上候、今昼九半時頃居宅裏の方屋根上二而物音致し候二付立出見候得者、私構内表明地二鶴一羽、裏明地内老羽、二羽共落居候間番人附置、御場内之儀二付、御鳥見山口忠之進与申仁江御届申上候得者、明日御見分可被成旨被申渡候、此段御月番肥前守殿御番所江御訴申上候得者、猶又追々御訴可申上旨被仰渡候、為御届申上候由、右之吉兵衛、五人組半四郎、名主政右衛門申上候

同十九日

一、右吉兵衛申上候、昨十八日御鳥見梶田与十郎・中村与左衛門与申仁被相越、御見分之上右始末口書差出、右鶴二羽共持参致し候様被申渡候二付持参致し候処、御伺之上取捨二相成候旨被仰渡候、此段為御訴申上候由、右之吉兵衛、五人組半四郎、名主政右衛門煩二付代悴常吉申来候

文化一〇年（一八一三）一二月一六日午後、御拳場であり、

黒引内の町方であった巣鴨町（現豊島区巣鴨）の吉兵衛は居宅内明地に鶴二羽が落ちていたので、番人を付けるとともに、鳥見に届け出たところ見分を受けるよう申し渡された。このことを月番の町奉行根岸鎮衛の奉行所にも届け出たところ、その後の状況を報告するよう命じられた。同月一八日には鳥見二名の見分を受け、鶴二羽も持参したところ取り捨てるように申し渡され、このことを町奉行所にも報告した。町奉行支配下の黒引内町方であっても、落鳥の処理は御拳場の支配を担当していた鳥見の管轄であり、落鳥場所の見分とともに口書（役人が対象者を取り調べて書きとった調書）を取られ、その処理についての指示も受けたのである。

続いて、江戸の町方で捨てられていた鳥の措置について記している史料を示すことにする。⁽⁴⁾

宝暦十二年二月三日言上帳書抜

一、品川台町月行事清兵衛申上候、町内往還二而今夕七時過何方より歟、犬鴨巻羽くわへ来候ニ付彼是申候内、右犬鴨を捨置逃ケ申候、依之右鴨持参御訴申上候由、右之清兵衛・五人組宗兵衛・名主権右衛門煩ニ付代伊兵衛申来ニ付、御鳥見江持参致候様申付之

右鴨、御鳥見大竹孫右衛門殿江持参相納候処、右場所御見

分を可被遣候由二而、翌四日御役人御両人御出被成御見分相済、私共口書御取被成候之由、右之者共申来候

宝暦一二年（一七六二）二月三日の夕方、品川台町（現品川区東五反田）の月行事清兵衛らは、町内の道路に鴨をくわえた犬がやってきて捨てて逃げてしまったので、その鴨を持参し町奉行所に届け出た。この結果、町奉行所は鳥見方へ持参するよう申し付けた。このため、清兵衛らは鳥見の大竹孫右衛門方へ持参して渡し、鴨が捨てられていた場所の見分を受け、口書を取られて一件落着した。品川台町が御拳場であったかどうかは判然としないが、親郷の北品川宿は御拳場の目黒筋に属していた。つまり、黒引内の品川台町では町内の落鳥を町奉行所に届け出たものの、鳥見に鳥を持参するよう申し渡され、鳥が捨てられていた場所の見分を受けてこの事件を一件落着させていた。つまり、江戸の黒引内町方での落鳥処理は町奉行所の管轄ではなく、鳥見であったということになる。

次に、明らかに御拳場ではない町方の落鳥処理についての事例を示そう。⁽⁵⁾

宝暦一申年九月十四日言上帳書抜

一、新両替町四丁目月行事文七申上候、町内往還ニ足皮附候鴛女鳥下り居候ヲ、今昼八時見出申候、則持參為御届申上候由、右之文七、五人組三右衛門、名主伊右衛門他出ニ付代又市申来ニ付、御鳥見組頭中山八郎右衛門方江添便を以右鳥為持遣ス

右文七申上候、右鳥右屋鋪江持參候得者、鳥者御留メ被成、明朝六半時罷出候様被仰渡候、尤鳥下り候場所江者御見分可被遣由ニ御座候旨、同夜右之者共申来候、同十五日右文七訴来候者、今日右場所江西文九郎殿御見分被成、木戸番人并月行事口書御取被成候、名主代五人組之者中山八郎右衛門殿江罷越候処、右鳥御持セ被成、御本丸中之口江持參仕候処、鳥之儀者御請取被成候間、八郎右衛門殿御屋鋪江右鳥持參致候様ニ被仰付、則西文九郎殿御差添被成、右御屋鋪江持參いたし鳥相納相帰候由、右之者共申来候

宝曆二年(一七五二)九月一四日午後、新両替町四丁目(現中央区銀座)の月行事文七は、町内の道路に足革をつけた雌の鴛鴦が舞い下りたのを発見し、町奉行所に鳥を持参し届け出たところ、鳥見組頭の中山八郎右衛門屋敷へ添え手紙を持って鳥を持参しよう命じられた。そこで、中山屋敷に向いたところ、鳥は留め置かれたものの、明朝出直すよう命

じられ、鳥が舞い下りた場所の見分のために鳥見を遣わずということであった。翌一日、鳥の見分のために鳥見の西文九郎がやってきて、木戸番人や月行事から口書を取った。一方、名主代や五人組は鳥見組頭の中山の屋敷に伺ったところ、鳥を持たせられて本丸中之口に赴いたが、鳥見組頭の屋敷に持つていくように命じられ、鳥見の西文九郎が付き添って組頭屋敷に持参し、鳥を渡して一件落着した。新両替町四丁目は御拳場ではなかったが、落鳥の扱いについて町奉行所に届け出たところ、鳥見組頭の屋敷に持参するようにとのことであった。町人たちが江戸城の本丸中之口に鳥を持参させられたのは、鳥の足に足革が付いていたため、江戸城で飼育している鳥の可能性があったからであろう。つまり、落鳥の処理については御拳場ではない江戸の町方であっても、御拳場の町と同様に鳥見の所管となることがあったのである。

しかし、江戸の町の落鳥は鷹狩りの獲物となる鳥とは限らず、鷹が舞い下りることもあった。次の史料は、町方に舞い下りた鷹の処理状況をよく示している。⁽²⁸⁾

安永七戌年十二月五日言上帳書抜

一、小網町貳丁目半右衛門申上候、今夕七時過私地面内植木ニ鷹一羽足ニ紫之紐付とまり居候ニ付則持参、御月番

大隅守殿御番所江御訴申上候得者、御使差添、御鷹匠頭江可被差遣旨被仰渡候、為御届申上候由、右之半右衛門・五人組半七・名主伊兵衛煩二付代喜八申来候

右半右衛門申上候、前書御訴申上候鷹、御添使二而御鷹匠頭戸田久次郎殿江持参仕候処、御請取被成候段被仰渡候、此段右御番所江御訴申上候得者、被御聞置候旨被仰渡候、為御届申上候由、同日右之もの共申来候

安永七年（一七七八）一二月五日夕方、小網町二丁目（現中央区小網町）に住む半右衛門は、自宅敷地内の植木に足に紫の紐をつけた鷹一羽が止まっていたため捕まえて、月番町奉行の牧野成賢の奉行所に持参し届け出たところ、役人付き添いのうえ鷹匠頭のもとへ持っていくように命じられた。その指示に従い、鷹匠頭（千駄木組）の戸田久次郎のもとへ鷹一羽を持参し、受け取ってもらうことになった。そして、こうした事情を町奉行所にも報告した。つまり、江戸の町人地に舞い下りた鷹の所管は、町奉行所ではなく、鷹匠頭であった。おそらく、この鷹は足に紫の紐を付けていたことから、どこかで飼育していた鷹に違いなく、鷹の訓練で逸れてしまったものであろう。

次の史料は、江戸の町で旗本の名前が記された矢が突き刺

さっていた鴨の落鳥処理をめぐるものである。^②

寛政八辰年十二月二日言上帳書抜

一、新両替町三丁目家主甚兵衛申上候、今昼四時過私店路次内江、川村千太郎与銘有之矢負候小鴨一羽落候二付、則持参、此段為御訴申上候由、右之甚兵衛・五人組金兵衛申来二付、今日 御成先御供御目付衆江添翰、組同心差添遣候間、右矢負鳥持参差図可請旨申渡之

寛政八年（一七九六）一二月二日昼前、新両替町三丁目（現中央区銀座）の家主甚兵衛は、自ら管理している長屋の路地に、川村千太郎の銘が記されている矢の刺さった鴨一羽が落ちていたので、持参して町奉行所に届け出た。川村千太郎は五〇〇石取りの旗本河村千太郎秀宣とみられ、この時本丸の書院番を勤め、幾度となく弓の名手として褒美をもらっていた。この事件後、河村はどのような理由なのかは不明だが、一二月一〇日に西丸勤めに異動している。^③ こうして、矢負いの鴨の落鳥届け出により、町奉行所は当日の將軍のお成りに同行していた目付衆へ添え手紙を出し、甚兵衛には町奉行所同心に付き添ってもらって目付のところへ鴨一羽を持参して行き、指図を受けるように申し渡した。通常の町人地での落

鳥事案であれば鳥見の見分を受けて、鳥も指示通りに処理すること一件落着するはずであったが、鳥に旗本の名人入りの矢が刺さっていたことから、目付の扱いはなつたとみられる。旗本にかかわる落鳥事案は町奉行所でも鳥見でも処理できず、旗本支配を担った目付の管轄に属していたのである。

次の史料は、「鶴下り居候を及見候処、捕候趣ニ沙汰有之由ニ而、一ツ橋鳥見より尋ニ逢候旨訴」という表題が付いたものである。²⁹⁾

安永四未年八月十七日言上帳書抜

一、南小田原町式町目甚左衛門申上候、今暮時一橋築地御中屋鋪御鳥方清水徳之助、并下役野村太七与申仁兩人被參、私江被申候者、当月十五日明ヶ六時頃嵐之節私店路次内江鶴一羽おり候処、私店次兵衛与申もの、右之鶴捕候様風聞被及御聞、右ニ付御鳥方次兵衛方江被參候処、則罷他行致候ニ付、帰り次第為候様私江被申候処、則罷帰候ニ付其段申達候得ハ、右御鳥方兩人次兵衛江被尋候者、去ル十五日鶴おり候処、其方捕可申与追歩行捕候由被申候候処、次兵衛儀捕候儀一向無之、家業ニ罷出候支度ニ而路次江出候処、鶴与申儀茂存不申、大鳥おり居候を見請候ニ付、家業先ニ而右之咄致し候、捕候儀曾而無

之旨申候之処、有躰ニ可申候、偽候而者為ニ不相成候、何レニも追而可及沙汰旨申相帰被申候、次兵衛召連為御訴申上候由、右之甚左衛門・五人組金七・名主作右衛門煩ニ付代忠次郎同意申来候
右者猶又追々可訴出旨申付之

安永四年（一七七五）八月一七日夕方、南小田原町二丁目（現中央区築地）の甚左衛門のところに、一橋徳川家の鳥見（鳥方）である清水徳之助らが訪れ、その用件は二日前に甚左衛門が管理する長屋の路地に鶴一羽が舞い下り、その鶴を長屋の店子である次兵衛が捕まえたという噂を確認するためであった。しかし、次兵衛は仕事で出張していたため、帰宅したら報告するよう申し渡して帰っていった。まもなく次兵衛が帰宅したため、一橋徳川家の鳥見に知らせるとやってきて、鶴を追い回して捕まえたかどうかを問いただされた。これに対して、次兵衛は仕事に出かける支度のため長屋の路地へ出たところ、鶴とは知らずに大きな鳥が舞い下りるのを見受けたので、そのことを仕事先で話ただけで、鶴を捕まえた事実がないことを申し上げた。その真偽がつきとめられなまま、一橋徳川家の鳥見らは後日沙汰すると言って帰っていった。甚左衛門らは次兵衛を連れてこの経緯を町奉行所に

届け出たのである。この事件の顛末については、文末に異筆で「訴双方言上帳ニ記無之候事」と記され、この書類に記載されることはなかった。この事件では、江戸の町方に舞い下りた鶴を捕獲したかどうかを確認するため、一橋徳川家の鳥見がやってきて問いただしているが、なぜ江戸の町方での鶴の捕獲一件で一橋徳川家の鳥見がやってきたのかは、この文面からは判断できない。一橋徳川家は御拳場葛西・品川・中野各筋の一部を御借場として与えられており、鷹狩りに出かけることがあった。安永五年正月一日には一橋徳川家二代目の治済が家督後はじめて宇喜田（現江戸川区）に鷹狩りに出かけて鶴を捕獲し、天明元年（一七八一）二月五日には御拳場品川筋の公儀鶴場を拝借している。こうした事情を考慮すると、この頃一橋徳川家では鷹狩りに出かけて鶴を捕獲することに執着しており、また南小田原二丁目が一橋家の中屋敷（下屋敷）に隣接していたこともあって町人の鶴の捕獲一件が気になっていたのかもしれない。

次の事例は、わが国には生息しない孔雀の落鳥をめぐっての処理状況をよく示している。

文化九申年十二月十八日言上帳書抜

一、鎌倉町月行事佐七申上候、町内持場火除御用地二孔雀

飛居候を、昨十七日夕七時過本銀町式町目重兵衛店伝次召仕政次捕押候二付、則持參為御訴申上候由、右之佐七、五人組彦兵衛、名主平次郎申来二付、追而及沙汰候迄致手当可差置旨申付候

同廿三日呼出、右孔雀上置候様申渡之、右孔雀御庭内より出候儀も難計候二付、於御殿御小納戸頭取江問合候所、御鳥二者無之旨挨拶有之候、西正月五日呼出、三日札建晒置、主出候ハ、可訴出旨申渡之

右札建晒置候得共、尋来候もの無之旨、同八日右之佐七煩二付、当行事祐助、五人組甚助、名主平次郎申来二付、以来尋来候ものも有之候ハ、可訴出旨申付之

文化九年（一八一二）一月一日、鎌倉町（現千代田区内神田）の月行事佐七は、前日夕方に町内持ち場火除御用地を飛んでいた孔雀を本銀町（現中央区日本橋）の政次が捕まえたので町奉行所に孔雀持参のうえ届け出た。この時、町奉行所は以後連絡をするまで孔雀を世話して飼育しておくように申し付けた。そして同月二三日に町人たちを呼び出し、孔雀を引き渡すよう申し渡した。その後、町奉行所はこの孔雀が江戸城で飼育している鳥の可能性があるため、小納戸頭取に問い合わせたところ、「御鳥」ではないとの返事があった。

「御鳥」とは將軍家飼育の鳥を意味している。そこで、正月五日には再び町人たちを呼び出して、三日間だけ捕まえた孔雀がいることを知らせる札を立てておき、飼い主が現れた場合には届け出るように申し渡した。しかし、三日間経っても飼い主は現れなかったので町奉行所に届け出ると、改めて今後飼い主が現れた場合には届け出るように申し付けられている。孔雀というわが国には生息しない舶来の鳥は、江戸城で飼育されている可能性があったため、小納戸頭取に問い合わせたが、結局そうではなかった。おそらく大名や上層町人などの富裕層が飼育していたものであろうが、飼い主は現れなかったようである。この事例の場合、孔雀が鷹狩りの獲物となる鳥ではないため鳥見の見分には及ばず、町人預けのうえ町奉行所の担当で飼い主を探すことになったのである。

このように、江戸の町方で落鳥があった場合には、町人地であれば町奉行所に届け出を出すものの、その決着には落鳥場所や鳥の種類によってさまざまな役人がかかわっていた。その落鳥が鷹狩りの獲物となるのであれば、御拳場であるか否かを問わず鳥見の見分が必要であり、旗本や御家人にかかわる事案であれば目付へ届け出、鳥が鷹であれば鷹匠頭へ持参し、孔雀のような舶来の鳥であれば江戸城で飼育している鳥の可能性があるため小納戸頭取に問い合わせることも

あった。つまり、江戸の町の落鳥は落鳥場所や鳥の種類によってそれぞれを所管する部署が対応することになっていたのである。

おわりに

本稿では、幕府鷹場と江戸の町の関係を考察してきたが、明らかになったことをまとめて結びとしたい。

第一に、享保期以降、江戸の町にも幕府鷹場（御拳場）は設定され、葛西・岩淵・戸田・中野・目黒の五筋に属する町村が含まれていた。その範囲は外濠を境界線として、その外側から江戸周辺農村一帯にかけての地域であった。御拳場の江戸の町方は、在方のように面的ではなく、散在的に分布し、町奉行支配の町人地や代官支配の町並地、そして寺社門前町の一部であり、武家地や寺社地は含まれなかった。一方で、江戸の町方には御拳場ではないが御拳場近辺町と呼ばれる町も設定され、鷹場としての規制や負担のもとに置かれていた。

第二に、御拳場の江戸の町方は在方の村と同じように、御拳場を管轄した鳥見や御鷹御用を担当した代官伊奈氏の支配下にあり、支配と負担を強制されていた。これに類似した支配は御拳場近辺町や郭内の江戸城外明地などでも行われていた。鷹場（御拳場）の維持管理上問題となっていた犬取扱いは

の規制は鳥見によって鷹場町村に触れられていたが、徹底を期すため、鳥見からの要請により江戸の武家屋敷には目付から、町人地の町方には町奉行から、百姓地の村方には勘定奉行から触れられることがあった。こうして犬取扱いの規制が徹底されたのである。

また、御拳場であった江戸町方の鷹場負担は、町村高を有する場合は石高に応じて負担することが多くみられたが、小高あるいは無高の町の場合は家持の人数に応じて負担していた。なお、御鷹御用人足は江戸周辺の村方に抱屋敷を買得した大名も負担したが、大名がその対象であったのではなく、抱屋敷を買得した村の土地に対して賦課されたものであり、それは村の名主からその負担を求められていたことからわかる。

第三に、江戸の町方での落鳥処理のあり方を検討した結果、町人地であれば町奉行所に届を出すものの、その決着には落鳥場所や鳥の種類によってさまざまな役人がかかわっていた。その落鳥が鷹狩りの獲物になるものであれば、御拳場であるか否かを問わず鳥見の見分が必要であり、旗本や御家人にかかわる事案であれば目付がかかわり、鳥が鷹であれば鷹匠頭へ持参し、孔雀のような舶来の鳥であれば江戸城で飼育している鳥の可能性があるため小納戸頭取に問い合わせる

ことがみられた。つまり、江戸の町の落鳥は落鳥場所や鳥の種類によってそれぞれを所管する部署が対応することになっていたのである。つまり、江戸の町方と幕府鷹場との関係でいえば、町奉行支配の町人地であれば御拳場であるか否かを問わず町奉行所に届は出すものの、鳥見の見分が必須であり、鳥が鷹であれば鷹匠頭に届け出なければならなかった。

なお、幕府鷹場と江戸の町方との関係については、いくつかの課題が残されている。まず、江戸の町方での鷹場の範囲の全体像と歴史の変遷、また御拳場ではないが御拳場近辺町や鷹場の規制下にある明地などの実態、次いで大名屋敷・旗本屋敷・寺社との関係、さらに近世前期の幕府鷹場と江戸の町方との関係についても究明する必要がある、それが近世中期以降とどのように連動するのとも見きわめていく必要がある。そのほか、江戸の町方にも鷹狩りの獲物となる諸鳥の飼付場がいくつも存在し、本稿ではそのことにも触れるつもりであったが、紙数の関係で割愛せざるをえなかったので、後日を期したい。

註

- (1) 江戸幕府放鷹制度に関する研究成果は数多く蓄積されている。このため、拙著『江戸幕府放鷹制度の研究』（吉川弘文館、二〇〇八年）の序論の註（一三―二〇頁）を参照いただきたい。
- (2) 幕府鷹場のうち御拳場に関する研究成果は多くある（註1参照）が、御提餉場に関する研究成果はきわめて少なく、関係する自治体史の記述が参考になる。
- (3) 「堀江家文書」S一五号文書（首都大学東京付属図書館蔵）。
- (4) 拙著『將軍の鷹狩り』（同成社江戸時代史叢書三、一九九九年）一四八頁。
- (5) 山崎久登「都市の中の鷹場―江戸における浪人・犬統制を中心に―」（『関東近世史研究論集』三、岩田書院、二〇一二年）。このなかで、山崎は鷹場の概念規定について触れ、大石学「享保期における鷹場制度の再編・強化とその意義」（『史海』一三・二四合併号、一九七七年）の定義を採り入れ、筆者の定義（「寛政期における鷹場制度の展開過程」（『法政史論』第五号、一九七八年））については「このように限定して鷹場を定義すると、鷹場が社会のなかで持った意義を、部分的に見えなくしてしまう虞れがある」とする。筆者は伊藤好一の従来の鷹場の定義の「屬性」論批判（「鷹場と広域支配―その研究史にそつて―」（『多摩のあゆみ』第五一号、一九八八年））を受けて自説を修正し（筆者「綱吉政権初期の鷹政策」（『法政大学教養部紀要』第一〇七号特別号、一九九八年）、同「享保期における放鷹制度の復活と鷹場環境保全体制」（『人間環境論集』第七巻第一号、二〇〇七年、法政大学人間環境学会）、鷹場の本質解明に向けて研究を進めている。なお、鷹場の定義は、その本質を限定的に規定しなかり曖昧模糊となり、議論が拡散してしまう懼れがあることを指摘しておきたい。
- (6) たとえば、『大田区史』（資料編）平川家文書一、二六頁、三〇頁、三九六頁参照。
- (7) 伊藤好一「鷹場と広域支配―その研究史にそつて―」（『多摩のあゆみ』第五一号、一九八八年）。
- (8) 主なものとして、註（4）および拙著『江戸幕府放鷹制度の研究』（吉川弘文館、二〇〇八年）、大塚紀子「鷹匠の技とところ―鷹狩文化と諏訪流放鷹術」（白水社、二〇一一年）をあげておきたい。
- (9) 主なものとして、大石学『享保改革の地域政策』（吉

- 川弘文館、一九九六年)にみられる鷹場支配論、大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』(吉川弘文館、一九九九年)中の第二編、岡崎寛徳『鷹と将軍―徳川社会の贈答システム―』(講談社選書メチエ四三九、二〇〇九年)に見られる儀礼論をあげておきたい。
- (10) 山崎久登「都市の中の鷹場―江戸における浪人・犬統制を中心に―」(『関東近世史研究論集』三、岩田書院、二〇一二年)。
- (11) 「江戸御場絵図」(独立行政法人国立公文書館蔵)。
- (12) 「御府内朱引黒引図」(東京都公文書館蔵)。
- (13) 『四谷塩町一丁目御用留』江戸東京博物館史料叢書3、江戸東京博物館、二〇〇〇年)九〜一〇頁。
- (14) 「御場御用留」(独立行政法人国立公文書館蔵)。
- (15) 『寛永録』式(江東区教育委員会、一九八七年)七頁。
- (16) 「御場御用留」(独立行政法人国立公文書館蔵)。
- (17) 註(15)、八五〜八六頁。
- (18) 拙著『生類憐みの世界』(同成社、二〇〇六年)一一一〜一四一頁。
- (19) 『大田区史』(資料編)平川家文書一、二六頁。
- (20) 右同、三〇頁。
- (21) 『御触書宝曆集成』二四五頁、七三七頁。
- (22) 『江戸町触集成』第六卷、二八五頁、七六四八頁。
- (23) 「御場御用留」(独立行政法人国立公文書館蔵)。
- (24) 拙稿「伊奈忠尊失脚後の関東郡代制」(『日本歴史』五二二号、一九九一年)。改稿して収録したものが拙著『江戸幕府放鷹制度の研究』(吉川弘文館、二〇〇八年)三四九〜三八六頁。
- (25) 『大田区史』(資料編)平川家文書一、二八六〜二八七頁。
- (26) 「堀江家文書」F一五五号文書(首都大学東京付属図書館蔵)。
- (27) 註(26)、F九三号文書。堀江家文書には、同年の御拳場中野筋町村の町村高書上が六八通残されている。
- (28) 註(26)、F四四号文書。
- (29) 註(26)、F四二〇号文書。同F四二六号文書の天保九年五月「触次役願ニ付村々議定書其外入置一札之写」にもほぼ同文の史料がある。
- (30) 註(26)、F四二六号文書。
- (31) 中野達哉『江戸の武家社会と百姓・町人』(岩田書院、二〇一四年)二八七〜二八八頁。
- (32) 註(26)、F二二九号文書。
- (33) 「記事條例」六十九、雑之部(国立国会図書館蔵)。
- (34) 「記事條例」七十一、雑之部下(国立国会図書館蔵)。

- (35) 右に同じ。
- (36) 註(34)に同じ。
- (37) 註(34)に同じ。
- (38) 『新訂寛政重修諸家譜』第一三、三七二頁。
- (39) 註(34)に同じ。
- (40) 辻達也編『新稿一橋徳川家記』(統群書類従完成会、一九八三年)一四六頁。
- (41) 右同、一六〇頁。
- (42) 註(26)に同じ。